

障がい者サービス（障害者総合支援法）

どんな人が受けられるの？

- ・身体障害者、精神障害者、知的障害者、（発達障害者の方も含む）の方が対象になります。
- 平成 29 年 4 月 1 日から、傷害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大されました。
- ・対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

どんな援助を受けられるの？

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）と言い、介護保険と同じように身体介護・家事援助（生活援助）のサービスを受けることができます。

身体介護…お身体に直接触れて生活の中で必要な援助を行います。

例) 起床介助…ベッドや布団から起きる、パジャマから服への着替え、洗面、
トイレ介助オムツ交換) など

就寝介助…服からパジャマへの着替え、トイレ介助（オムツ交換）、ベッド
や布団等へ寝る等その他にも、入浴、（清拭…身体を拭く）介助、食事介助
…などが有ります。

家事援助…ご利用者様ご本人の調理、買い物、掃除、洗濯…などの支援を行ないます。

※ご契約様ご本人の支援だけを行い、ご家族様への調理、買い物、洗濯等は行
いません。

地域支援事業（移動支援）

安心して障がいのある方が外出できるように、資格取得した介護員が社会参加のお手伝いをさせていただくことを目的としたサービスです。

障害等のために外出時に介護等が必要な全身性身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、

難病患者等にヘルパーを派遣して、外出時の介護等を行います。

〈サービス利用料金〉

障害福祉サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

※負担割合1割としての金額です。

区 分		時 間	単 位					旧合計負担額	新合計負担額
身 体 介 護	保 険 適 用 分	30分以上 1時間未満	404	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅱ)	居 宅 介 護 特 別 地 域 加 算	介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (Ⅰ)	介 護 職 員 等 ベ ー ス ア ッ プ 等 支 援 加 算 Ⅱ	663円	666円
		1時間以上 1時間半未満	587					963円	968円
		3時間以上	921					1,511円	1,518円
		3時間以上 30分ごとに	83						
家 事 援 助	保 険 適 用 分	45分以上 1時間未満	197	Ⅱ 10.0% 加 算	Ⅱ 15.0% 加 算	Ⅱ 27.4% 加 算	Ⅱ 4.5% 加 算	323円	326円
		1時間以上 1時間15分未満	239					393円	394円
		1時間半以上 15分増すごとに	311 35					509円	514円

※令和6年4月 障がい者総合自立支援法 告示

※初回の訪問時と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合に初回加算として200単位を加算させていただきます。(過去2ヶ月間利用実績のなかった場合も加算。)

※居宅介護サービスに位置づけられていない訪問を、緊急時に利用者またはご家族の要請により行った場合1かいあたり100単位加算させていただきます。(月2回まで)

※中山間地域に居住している者に対して提供されるサービスについて、所定の単位数の15%を加算させていただきます。

※当事業所は平成31年4月1日より、特定事業所加算【Ⅱ】を届け出いたしました。この事で利用者様には所定単位数の100分の10に相当する単位数が加算されます。

※介護職員改善加算として事業所が受け取る費用は全額介護職員(ヘルパー)に支給される事となっています。当事業所は令和3年11月1日より介護職員処遇改善加算【Ⅰ】を届け出いたしました。この事で利用者様に月額利用料の27.4%の1割が自己負担として発生します。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として事業所が受け取る費用は全額介護職員(ヘルパー)に3分の2以上が支給される事となっています。当事業所は令和4年10月1日より介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出いたしました。この事で利用者様に月額利用料の4.5%の1割が自己負担として発生します。